

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国ブルーエコノミー推進に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：フィリピン国ブルーエコノミー推進に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a01064

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月26日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国ブルーエコノミー推進に向けた情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年5月 ～ 2025年12月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
- (3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 4月 1日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 4月 2日 12時まで
3	質問への回答	2025年 4月 7日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 4月 11日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年4月24日10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/C0ZfkUAWFP>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）は7,641の島を持ち、世界で5番目に長い36,289kmの海岸線を持つ群島国家である。2022年には漁業・養殖業の生産量が433万トンを超えた世界第11位の漁業大国であり(2022年、FAO)、現政権下においては食料安全保障の観点からさらなる海洋資源の保全強化の必要性が明示されている（State of the Nation 2024）。また、海運業でもフィリピン人労働者は全世界の150万人の船員の25%以上を占め、同国は世界最大の船員供給国であると共に（2016年、Baltic and International Maritime Council and International Chamber Shipping）、竣工量では世界第4位の造船大国である（2021年、外務省）。2023年時点でGDPの3.88%を占める海洋産業（漁業、水産加工業、海運等を含む）は前年比9.9%の成長を遂げており、海洋産業は同国が持続的な発展を遂げる上での重要産業である（2023年、PSA）。

豊富な海洋資源を持つ同国において、海洋資源を持続的に活用しながら経済発展を推進する「ブルーエコノミー」の可能性は水産、海上輸送、金融等多分野にわたる。しかしながら、同国は豊富な海洋資源を十分に活用できていない。特に漁業においては2023年時点で乱獲や生息環境の悪化などで漁獲高が過去10年で約1割減少し、漁獲量の2~4割が流通過程などで廃棄されている（2023年、世銀）。また、低炭素化を含む持続的な海洋産業に資する取り組みもまだ発展途上である。同国の海事分野における温室効果ガス(GHG)排出課題は大きく、同国政府は海洋産業計画(2019-2028)にて2028年までのGHG排出15%減目標を掲げ、脱炭素・低炭素化進展の必要性を表明している。さらに、ブルーエコノミー加速に向けた金融制度も構築中であり、フィリピン証券取引委員会(SEC)は2023年9月にブルーファイナンスに係るガイドラインを制定し、現在海洋生物多様性や地域社会の支援に向けた海洋保護区整備が始まったところである。

このような状況を受けて同国政府は、ブルーエコノミーの多分野における法的枠組み強化を目的として2024年8月にブルーエコノミー法案を採択した。本法案では海洋関連活動に関する既存政策・規則見直しや国際海洋法の遵守、海洋資源保護のための法制度執行能力強化等が盛り込まれている。しかしながら、同国には海洋資源の有効活用を推進する中心省庁が存在せず、ブルーエコノミー推進における実施・推進体制や制度が未整備であるため、未だ課題は大きい。

日本政府は海洋基本計画（第四期）において我が国の海洋に関する施策（海上安保、海運、漁業等）を決定しており、海洋に関わる産業の育成やSDGsに係る国際的な取り組みへの積極的貢献等を通じたオーシャン・トランスフォーメーション（OX）の推進による、「持続可能な海洋の構築」を掲げている。また、日本政府は2024年にASEAN・国連開発計画（UNDP）と共に「ASEANブルーエコノミー・イノベーション・プロジェクト」を立ち上げ、ブルーエコノミー分野におけるASEANやインド太平洋地域の発展への貢献を表明している。個別分野において、国土交通省は2022年に「国際海運GHGゼロエミッションプロジェクト」を開始し、将来的な途上国に対するゼロエミッション化支援も視野に含めた、地球温暖化緩和への国際貢献に取り組んでいる。さらに、同省は「ジャパンプルーエコノミー技術研究組合」の設立を認可し、ブルーカーボン等に関する技術研究を推進するほか、独自のカーボンクレジット「Jブルークレジット」の発行・認証・管理を推進している。

上記を踏まえ、本調査では各関係機関の実施・連携状況やブルーエコノミーに係る政策・法制度等の状況を整理するとともに課題を抽出・分析し、重点セクターを主たる対象とし、短・中長期的な観点から個別・横断的な協力の可能性を検討する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、同国のニーズおよび今後の可能性が高いと思われる(1)水産分野（捕獲漁業、養殖業、水産加工業等）(2)海上輸送分野（港湾インフラ・造船分野等）(3)金融分野を主な重点課題として他分野も加味した上で、ブルーエコノミー関連の現状、政策・法制度や、民間部門を含む関係機関等の取り巻く環境を情報収集・整理し、課題の分析を行う。重要課題においては、比国のニーズを踏まえつつ、日本の知見活用を想定し以下の観点を含めた調査を実施する。(1)水産：共同水産資源管理、コールドチェーン構築、違法漁業対策(2)海上輸送²：低炭素船の造船・普及可能性(低炭素燃料の供給体制構築を含む)、カーボンニュートラルポ

² 特に同分野においては、フィリピン沿岸警備隊（PCG）がパラワン諸島南部における港湾整備を計画していることから、同地域に対する重点的調査を想定しながらも、他地域における提案も除外しないものとします。

ート（CNP）導入可能性 (3)金融：ブルーボンド振興、カーボンオフセット制度構築（ブルーカーボンクレジット等）等。

情報収集・整理の中で、対象セクターにおいて緊急性が確認された課題・事業計画については、本邦（政府や企業）の対フィリピン海外展開政策や技術と照らし合わせた分析を行い、さらに詳細な課題分析を実施し、将来的な JICA の協力可能性を探る。

なお、ブルーエコノミーは民間企業において積極的に取り組みが進展している分野である。将来的な有償資金協力、無償資金協力、技術協力スキームでの新規案件形成を考慮しつつ、海外投融資、民間連携等他スキームについても可能性について検討を行う。特に民間連携の可能性については注視し、日比両国における民間企業の動向を調査するとともに、今後公的機関がどの分野にどの程度関与することが適切か、同国の現状を勘案しつつ、JICA の貢献可能性を検討する。

第3条 調査実施の留意事項

1. 本調査ではブルーエコノミーのニーズが高いと思われる地域を調査対象とし、BARMM（バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域）地域も調査対象地に含めることとするが、本地域においては安全対策を鑑みてオンラインで調査を実施することとする。³
2. ブルーエコノミーが多分野に渡る中で、本調査では横断的事項として省庁間連携や地域社会（漁協含む）等との協働における同国における課題と協力可能性についても探る。
3. 本調査・案件検討時から、地域社会が密接に関わる本領域において脆弱性が高いと思われる住民層(女性、子ども、障がい者、性的マイノリティ等)の参加を留意する。
4. 本調査では、より質の高い情報収集を行うことを目的に、ドラフトファイナルレポートの提出後、本邦企業との意見交換の場を設け、具体的にはコンサルタントがドラフトファイナルレポートの骨子を説明し、同レポートに対する意見交換を行う。本邦企業から提示されたコメントや意見を踏まえ、ファイルレポートへの反映を検討する。なお、コンサルタントは同機会を設定するための調整業務を行い、同協議に参加する。

第4条 調査の内容

³ 安全対策を鑑みてオンラインで調査実施を行うものの、BARMM 地域はブルーエコノミー振興における要所である点を念頭に置いた上で、オンライン調査で効果的に情報収集、課題分析を行う方法、留意事項について、プロポーザルで提案してください。

1. フィリピンにおけるブルーエコノミー動向に関する情報収集・分析⁴
 - (1) フィリピン政府の政策、法令、実施体制（省庁間・地方自治体/漁協連携、産官学連携含む）、現状、課題（能力、人材含む）、ニーズなど
 - (2) 資金・基金の活用、アクセス状況など
 - (3) テクノロジーやデータの活用・アクセス状況など
 - (4) 各援助機関・援助国等・関係機関の取り組み、国際協調状況など
 - (5) 民間部門（民間企業、NGO 含む）における動向、課題、ニーズなど
 - (6) 収集した情報や既存計画の整理および統合
 - (7) 短期、中長期協力可能性を検討する際の分析手法
2. 日本におけるブルーエコノミーに係る取り組み実績に関する情報収集・分析⁵
 - (1) 日本政府におけるブルーエコノミー政策・実施動向
 - (2) ブルーエコノミー分野における民間企業動向及び潜在的ニーズ
 - (3) その他ブルーエコノミー協力に係る日本国内・地域の官民リソース調査
3. ブルーエコノミー推進上の開発課題検討・分析⁶
 - (1) 重要課題①水産 ②海上輸送 ③金融におけるフィリピン国内の現状と改善に係る情報収集・定性/定量分析・同国政府の将来像・目標聴取
 - (2) BARMMにおけるニーズ検討（オンラインでの調査実施想定）。特に現在実施中の「バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における持続可能な水産業バリューチェーン構築計画（FAO 連携）」への漁業分野における連携可能性の検討。
 - (3) ブルーエコノミー主流化における横断的課題改善に係る情報収集・分析（例：ブルーエコノミー法実施体制、省庁間連携、官学間連携、地域間連携、漁協振興等）

⁴ 比国のブルーエコノミー実現において重要と思われる、本調査での想定協力依頼機関について、理由を付してプロポーザルで提案してください。

⁵ 地方自治体や大学、民間企業等、日本国内におけるリソースの情報収集に関し、重要と思われる情報の種類とその効果的な収集方法について、プロポーザルで提案してください。

⁶ ブルーエコノミー主流化における横断的課題（ブルーエコノミー法実施体制、省庁間連携、官学間連携、地域間連携、漁協振興等）に係る情報収集に関し、効果的な収集方法および課題特定・分析方法について、プロポーザルで提案してください。

4. 短期協力プログラムの形成も視野に入れた情報収集・分析 (1 と並行)⁷

- (1) 1.にて確認された課題のうち、フィリピン政府において既に関心が高く、早急に改善すべき課題として確認されている事業の現状整理（例：ワールドチェーン構築、低炭素船導入、ブルーカーボン推進等）
- (2) 1.(7)において検討された手法を用いた分析と、本邦の関心や技術等を踏まえた個別具体的な短期協力可能性の検討

5. 中長期協力プログラムの形成も視野に入れた情報収集・分析 (1 と並行)⁸

- (1) 1.にて確認された課題のうち、フィリピン政府のブルーエコノミー政策の実現に向け、中長期的に取り組みが必要な課題の整理
- (2) 1.(7)において検討された手法を用いた分析と、本邦の関心や技術等を踏まえた個別的な課題対応可能性に加え、セクター横断・JICA のプログラム組み合わせによる波及効果も含めた課題対応可能性の提案

第5条 報告書等

調査の各段階において作成、提出する報告書等は以下のとおり。業務計画書以外の各報告書等の提出に先立ち、JICA が内容を事前に確認するための十分な時間を確保すること（提出時期の3週間前を目安とする）。それぞれの報告書は、事前のJICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書を提出する。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとし、成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

また、通常中間報告書としてインテリムレポートも提出するが、本調査では調査期間を鑑みて、報告書を提出する代わりに、JICA に対して月1回を目安に中間報告の機会を設ける。中間報告では、調査の進捗、課題、検討事項等について取りまとめた資料を事前提出し、同資料をもとにJICA 向けに中間報告を実施する。

(1) 業務計画書

提出期限：契約締結後10営業日以内

言語（部数）：和文・英文各1部（電子データ）

(2) ドラフトファイナルレポート

提出期限：履行期限2ヶ月前を目安

言語（部数）：和文・英文各1部（電子データ）

⁷ フィリピン政府の関心が高い分野における、1~3年以内の早急な改善が求められる短期的協力の可能性について、検討方法をプロポーザルで提案してください。

⁸ フィリピン政府のブルーエコノミー政策の実現に向け、5~10年での中長期的協力の可能性について、検討方法をプロポーザルで提案してください。

内容：調査計画、情報収集・分析結果、短期的な協力可能性、
中長期的な協力可能性

(3) ファイナルレポート

提出期限：履行期限日末日

部数：和文・英文（製本版：各5部、CD-R：1部）

内容：調査計画、情報収集・分析結果、短期協力プログラム案、
中長期協力プログラム案

(4) 収集資料一式

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストに付する。

提出期限：ファイナルレポートと同時

言語：和文もしくは英文（電子データ）

(5) 業務月報

提出期限：履行期間中、毎翌月5営業日以内

言語（部数）：和文（電子データ1部）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	BARMMIにおけるオンライン調査での情報収集・課題分析手法	第3条 調査実施の留意事項1.
2	比国のブルーエコノミー実現において重要と思われる、本調査での想定協力依頼機関	第4条 調査の内容1.
3	地方自治体や大学、民間企業等、日本国内におけるリソースの情報収集方法	第4条 調査の内容2.
4	比国のブルーエコノミー主流化における横断的課題（ブルーエコノミー法実施体制、省庁間連携、官学間連携、地域間連携、漁協振興等）における情報収集・課題分析方法	第4条 調査の内容3.
5	特定された課題に基づく今後の比国への協力可能性の検討方法に関する提案	第2条 調査の目的と範囲 第4条 調査の内容4.5.

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：ブルーエコノミー領域、または重点分野（水産、海上輸送、金融）にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：フィリピン国及び東南アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

『第2章 特記仕様書』 「第3条 調査実施の留意事項」 「第4条 調査の内容」 「第5条 報告書等」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 11.72 人月

2) 渡航回数を目途 延べ 16 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- JICA グローバル・アジェンダ（JGA）クラスター事業戦略「水産ブルーエコノミー振興」概要資料

2) 公開資料

- 「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略」終了報告書
- フィリピン共和国「漁業資源管理事業」円借款事業事後評価報告書
- ケニア国 ブルーエコノミーにかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
--	--------	--

1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限

超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

45,002,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について(該当する□にチェック)

本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

以 上